

(様式4)

件 名:	シェアサイクル利用料金の変更について
担当課:	都市整備部 交通政策課 交通政策担当 (電話:083-934-2729)

【概要】

本市では、観光を始め、本市を訪問された方の二次交通として、また、日常生活の移動手段として、令和2年9月から令和3年12月末の間、自転車を50台、ステーションを市内16か所に設置してシェアサイクル実証事業に取り組んでいます。

この度、これまでの利用状況や他市における料金設定を踏まえ、また、本年7月から開催される山口ゆめ回廊博覧会の来訪者の移動の利便性を向上させるため、シェアサイクルの利用料金を変更し、更なる利用促進を図っていくことといたしました。

【新たな利用料金】

○利用料金の変更

(現状) 50円/15分 ⇒ 30円/15分

※例：45分以上1時間未満の利用 30円/15分×4＝120円

○利用料金の上限設定

(現状) 設定なし ⇒ 700円/8時間未満

※例：7時間45分以上8時間未満の利用の場合960円（120円×8h）
かかるが、上限を設定することで700円となる。

※詳細は、「様式6」を参照